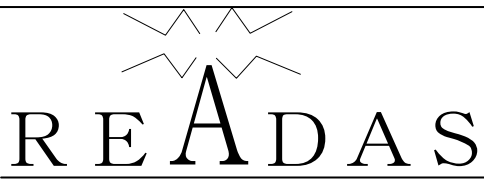


第 4646 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月11日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ ネット取引と印紙税

Q：インターネットでの取引を始めようと思っていますが、契約書を電子書類で交わす場合、印紙税の取扱いはどうなりますか？

A：電子書類の場合は、印紙は不要です。
【解説】

印紙税は、印紙税法で定めた課税文書について課税されます。

契約書は印紙税法では、契約の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとするされており、本来、課税文書に該当するのですが、現物を交付せず、たとえばPDFファイル等の電磁的記録に変換した媒体を電子メールなどにより送信したような場合やファクシミリで相手方に送ったような場合には、実際に文書が交付されないことから、課税物件は存在せず、印紙税はかからないことになります。

ただし、電子メールなどで送信した後に現物を持参するなどの方法により相手方に交付した場合には、課税文書の作成に該当し、印紙税が課されることとなります。

